

「農地法 3 条」

○ご相談及び申請から許可までの流れ

項目	日程	内容	備考
申請についての相談	随時	参考資料等をご持参のうえ、農業委員会事務局までお越しください。	
申請書の記入 必要書類の入手		記入例等を参考に、申請書をご記入ください。必要書類については、一覧表をご参照ください。	
申請書提出前の 再確認		記入漏れや必要書類の不足など、申請前にもう一度、記入例や必要書類一覧表でご確認ください。	
申請書の提出／受付	7日～10日 の開庁日	ご足労ですが農業委員会事務局までお越しください。	
申請内容の審査		申請内容の記入漏れ及び農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者に確認いたします。	
農業委員調査	15日～20日頃	申請人に、申請地の担当委員から、申請内容の聞き取り調査を実施しております。ご協力をお願いします。 ※調査表に確認印を求めます。	担当農業委員名簿
農業委員会総会	/ (毎月25日頃)	総会で許可・不許可についての意思決定を行います。	
許可書の交付		認印持参のうえ農業委員会事務局までお越しください。	



八千代町農業委員会事務局 農地係
 〒300-3592
 茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1170
 TEL 0296-48-1111 (内線 2110)
 (直通)0296-49-3948
 FAX 0296-48-3001
 Email:noui2@town.ibaraki-yachiyo.lg.jp